第７号様式　（規程別表第1 第2項第2号エ関係）



出　張　報　告　書

令和8年11月10日

尼崎市議会議長　様

団体名：尼崎市議会　無所属議員の会
代表者氏名　池田　りな
出張者氏名　池田　りな

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1　出　張　期　間　　令和8年10月18日

2　結果の概要

用務先 東京都豊島区	報告事項（この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付） 児相問題全国プロジェクト 児童相談所の真実を語る会　in 東京

添付書類	備　考
☐出張報告書 ☐ ☐ ☐	

3　届出事項の変更等　　☑ な し　　☐ あ り（内容は裏面に記載）

旅　費　の　精　算

☑ 精算額は、令和8年10月7日届け出た額（¥30,740円）と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。（精算額は裏面に記載）

（裏面）

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支　出　額	
精　算　額	
支出 差引　額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地 後							
前 経　路 後							
前 用務先 後							
前 宿泊先 後							

勉強会報告書

尼崎市議会　無所属議員の会

三宅田　りな

開催日：2026 年 10 月 18 日（日）

開催場所：東京都豊島区

テーマ：「児童相談所の真実を語る会 in 東京」児相問題全国議員連盟

児童相談所における子どもの権利保障と一時保護のあり方について

児相問題全国議員連盟は、児童相談所による一時保護や親子分離、子ども・保護者の権利保障などの課題に取り組む地方議員の団体です。国への要望活動や議員間の情報共有などを行っています。

今回の勉強会では、５人の地方議員から、それぞれが実際に関わった相談事例について報告があり、一時保護を経験した当事者からも話がありました。また、木原功仁哉弁護士からは、一時保護の判断の適切性や親子の面会制限、子どもの権利保障などについて問題提起がありました。

勉強会で特筆すべきことを３点述べます。

１点目は、児童相談所の現状と課題についてです。児童相談所は、児童虐待への対応だけでなく、子育てや子どもの発達、家庭環境など、さまざまな相談に対応する専門機関です。子どもの命を守るためには、虐

待の危険性を見逃さず、必要に応じて迅速に一時保護を行うことが求められます。

一方、一時保護の判断や保護中の生活状況は、個人情報保護の必要性もあり、外部から把握しにくい状況があります。子どもの安全を確保するとともに、一時保護の必要性や継続の妥当性を検証し、子どもの意見や権利を保障する仕組みが重要です。

2022 年の児童福祉法改正により、2024 年 4 月から「意見表明等支援事業」が制度化されました。児童相談所から独立した立場の意見表明等支援員（アドボケイト）が、子どもの意見や気持ちを聞き取り、必要に応じて関係機関へ伝える仕組みです。

明石市では、全国的な制度化に先立ち、2021 年 4 月 20 日から、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に「こどもの権利擁護部会（通称：こどものための第三者委員会）」を設置し、運用を開始しています。（資料 1）

一時保護されたすべての子どもに第三者委員が速やかに面会し、子どもの意見や気持ちを聞き取る「全件面会制度」を導入しています。また、子ども本人や保護者等からの申出などに基づき、一時保護の継続や保護中の処遇等について調査し、児童相談所に意見を通知する仕組みも設けています。

今回の勉強会で特に印象に残ったのは、５人の地方議員が相談者に継続的に関わり、面談の経過や子どもの生活状況まで丁寧に確認していたことです。

私の元にも児童相談所に子どもが一時保護された保護者から相談を受けてきました。しかし、児童相談所に連絡しても、個別のケースに議員が関与できる範囲には限界があり、その後の状況を十分に把握できないこともありました。

また「児童相談所に相談すると子どもを連れて行かれてしまうのではないか」と不安を抱き、相談をためらう保護者からの声も寄せられています。

子どもの命と安全を守るための迅速な対応は欠かせません。同時に、子どもの権利を保障し、子育てに悩む家庭が安心して相談できる環境を整えることも重要です。

２点目は、尼崎市の児童相談所における取り組みについてです。尼崎市では、2026 年４月に市独自の児童相談所が開設されました。子どもの育ち支援センター「いくしあ」と一体的に運営し、児童虐待等の未然防止から緊急的な対応、その後の自立支援まで、切れ目のない支援を目指しています。

尼崎市では、児童相談所の開設に合わせて、子どもの安全を守ることに加え、子ども自身の意見や気持ちを尊重する取り組みを進めています。

ここでは、尼崎市の児童相談所における、子どもに寄り添った取り組みを４点紹介します。１点目は、「こどもアドボカシー推進事業」です。(資料 2)児童相談所から独立した立場のアドボケイトが子どもの意見を聞き取り、子ども自身が自分の気持ちや希望を表明できるよう支援しています。

尼崎市では、2026 年度から、定期訪問により子どもの意見形成や意見表明を支援する「こどもアドボカシー事業」を推進しています。

担当者への聞き取りによると、2026 年 10 月から NPO 法人への委託による活動が始まり、同月中に３回実施されたとのことです。また、アドボケイトが週１回、一時保護所を訪問する体制で運用しているとの説明を受けました。一時保護は比較的短期間で終了する場合もあるため、限られた期間の中で、子どもが安心して意見を伝えられる機会を確保することが重要です。

２点目は「子どものための権利擁護委員会」です。（資料 3）同委員会は「あまっこけんりまもりたい」の名称で活動しており、行政機関から独立した立場で子どもからの相談を受け、必要に応じて調査や関係機

関との調整、制度改善に向けた提言を行っています。弁護士や心理士などの専門家が関わり、子ども本人だけでなく保護者等からの相談にも対応しています。また、尼崎市の一時保護所では、月１回の権利教育を実施するとともに、子どもが意見を伝えられる意見箱も設けています。

３点目は、兵庫県弁護士会に委託した弁護士による意見表明支援事業です。(資料 4)尼崎市では、子どもに権利ノートを配布し、綴じ込みはがきを使って自分の意見を伝えられる仕組みを設けています。子どもから意見表明の申出があった場合には、児童相談所とは異なる立場の弁護士が子どもの意見を聞き取る支援を行います。児童相談所の職員には話しにくいことでも、外部の専門家に自分の気持ちや希望を伝えられる機会を設けています。

４点目は、一時保護された子どもへの通学支援です。一時保護された子どもが、可能な限りこれまで通っていた学校に通い続けられるよう、通学支援を行っています。子どもが家庭から離れて生活する場合でも、学習機会や友人関係などこれまでの日常生活をできる限り維持できるよう配慮しています。

このように、尼崎市では児童相談所の開設当初から、子どもの意見表明を支援し、権利を保障するための仕組みを整備しています。

最後に、今後尼崎市で活かしたいことを２点述べます。１点目は、児童養護施設におけるアドボカシーの充実です。児童相談所で一時保護された子どもたちは、家庭への復帰が難しい場合、児童養護施設などで生活することがあります。

尼崎市では、一時保護所でアドボケイトによる支援を実施していますが、児童養護施設で生活する子どもたちにも、施設職員とは異なる独立した立場の大人に、自分の気持ちや希望を伝えられる機会が必要です。

一時保護中だけでなく、児童養護施設に入所した後も、子どもたちが安心して自分の意見を表明でき、その声が日々の生活や支援に反映されるよう、アドボカシーの取り組みを広げていきたいと考えています。

２点目は、保護者が孤立しないための早期支援の充実です。児童虐待や養育困難を未然に防ぐためには、保護者が困難を抱え込む前に、行政や地域の支援につながることが重要です。

子育てに不安や負担を抱えていても、行政への相談をためらう保護者もいます。こうした家庭に対して、訪問型の子育て支援であるホームスタート（資料５）や地域で子育てを支え合うファミリー・サポート・センター、産後ケア、家事・育児支援などを通じて、早い段階からつながりをつくることが大切です。

支援を必要とする家庭が自ら相談窓口を訪れるのを待つだけでなく、地域のさまざまな支援を通じて保護者と行政が自然につながり、困ったときに安心して相談できる関係を築いていく必要があります。

子どもの権利を守る取り組みと、保護者の孤立を防ぐ予防的な支援の両方を充実させることで、子どもと家庭を切れ目なく支える体制づくりにつなげていきたいです。



児童相談所の真実を語る会 IN東京

10/18(日)

参加費 1,000円（高校生以下無料）

定員 90名

親権者の同意なき一時保護・施設入所

親子間の面会通信を一方的に制限する運用

施設職員による虐待、向精神薬の無断投与

「児童相談所は子供の味方」ーこれは本当のことでしょうか？

マスコミ報道では、「児相が児童虐待を防いでいる」とされていますが、その一方で“189（児相直通ダイヤル）に電話したばかりに父親が逮捕されてしまった”“施設職員が保護された児童に対して暴力をふるった”ーといったニュースも後を絶たないのです。

児童相談所の真実は、決して行政やマスコミによって明らかにされません。児相によって親子分離させられる現実と、親子統合に向けて尽力する地方議員・弁護士の取り組みをご自身の目と耳で確かめに来てください。

登壇者 児相問題に取り組む地方議員・弁護士


こんたまみ
（川口市議会議員）


とよ島くにひろ
（港区議会議員）


横田政直
（杉並区議会議員）


岡川大記
（世田谷区議会議員）


南出喜久治
（弁護士）

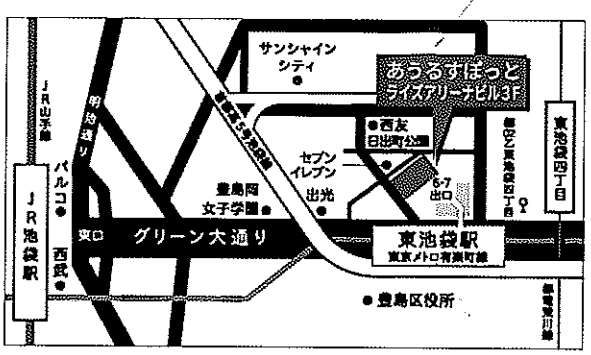

木原くにや
（弁護士）

開催日時 令和８年10月18日（日）
13時30分（開場13時）～16時30分

会　場 あうるすぽっと（会議室B）
東京都豊島区東池袋４－５－２
ライズアリーナビル３F

主　催 児相問題全国プロジェクト

共　催 児相問題全国議員連盟



●東京メトロ有楽町線「東池袋駅」６・７番出口より直結
●ＪＲ他各線「池袋駅」（東口）よりグリーン通り直進徒歩10分
●都電荒川線「東池袋四丁目」より徒歩２分

予約お申込み
右記のQRコード（Peatixサイト）を読み取ってお申込みください。

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。
児相問題全国プロジェクト事務局（木原くにや事務所内）
【E-mail】 info@jisomondai.com
【TEL】 078-855-4014

※反社・トラブル団体関係者と主催者が判断した場合は入場をお断りいたします

「児童相談所の真実を語る会 in 東京」

進行次第

令和８年10月18日

1　開会の辞（13：30～13：33）　実行委員長・弁護士　木　原　功仁哉

2　祝電等披露（13：33～13：37）

3　出席議員紹介（13：37～13：40）

4　事例報告「措置解除に向けた活動」（13：40～13：55）
川口市議会議員　今　田　真　美

5　講話「児相問題と地方議員」（13：55～14：10）
世田谷区議会議員　岡　川　大　記

6　講話「児相行政の現在」（14：10～14：40）
実行委員長・弁護士　木　原　功仁哉

7　講話「児相被害者の代理人に地方議員が就任する活動について」（14：40～14：50）
弁　護　士　南　出　喜久治

8　講話「児相にどのように向き合うべきか」（14：50～15：00）
城陽市議会議員　本　城　隆　志

9　休憩（15：00～15：15）

10　事例報告「家出代わりに使われる児童相談所」（15：15～15：30）
港区議会議員　豊　島　邦　博

11　事例報告「一時保護解除まで ～小４男児と母との面会～」（15:30～15:45）
杉並区議会議員　横　田　政　直

12　被害者のお話（15：45～16：05）

13　出席議員挨拶（16：05～16：25）

14　閉会の辞（16：25～16：30）　実行委員長・弁護士　木　原　功仁哉

※ごみは各自でお持ち帰りください。
※撮影カメラマンが入りますので、ご了承ください。
※録音・録画はお断りいたします（ただし、実行委員会STAFFを除きます）。

（資料1）

文教厚生常任委員会資料
2021年（令和3年）3月8日
こども局明石こどもセンター こども通学・面会等支援課

一時保護におけるこどもの権利保障について

本市の児童相談所である明石こどもセンターでは、児童虐待等への対応のために、児童福祉法に基づく一時保護を行っているところです。

一時保護を行うと、保護されたこどもの安全は確保される一方で、保護されたこどもにとっては、家庭での生活とは異なり各種の権利を制限されることが課題となっています。

そこで、厚生労働省のモデル事業を活用し、明石市社会福祉審議会に新たな部会を設け、児童相談所の職員以外の者が一時保護されたこどもの声を聴き、権利を守る取り組みを行おうとするものです。

1　概要

⑴　明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に新たな部会として「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」を設置する。

⑵　「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」の委員が、一時保護された全ての児童と、速やかに面会し、こどもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなど、こどもの権利を守るための活動を行う。

⑶　「こどもの権利擁護部会（こどものための第三者委員会）」は、下記①～④のいずれかの場合、一時保護の継続や一時保護所における処遇等に関して調査を行い、意見を申出者や明石こどもセンター等の関係者へ通知する。

①　児童本人からの申出
②　児童と面会した第三者委員会委員の職権
③　保護者からの申出
④　明石こどもセンターからの申出

⑷　意見を受けた明石こどもセンターは、その意見を尊重し、必要な対応を行う。

⑸　上記⑶の申出を受け付ける事務局は、あかしこども財団へ委託する。

※　別紙　概要図　参照

2　運用開始

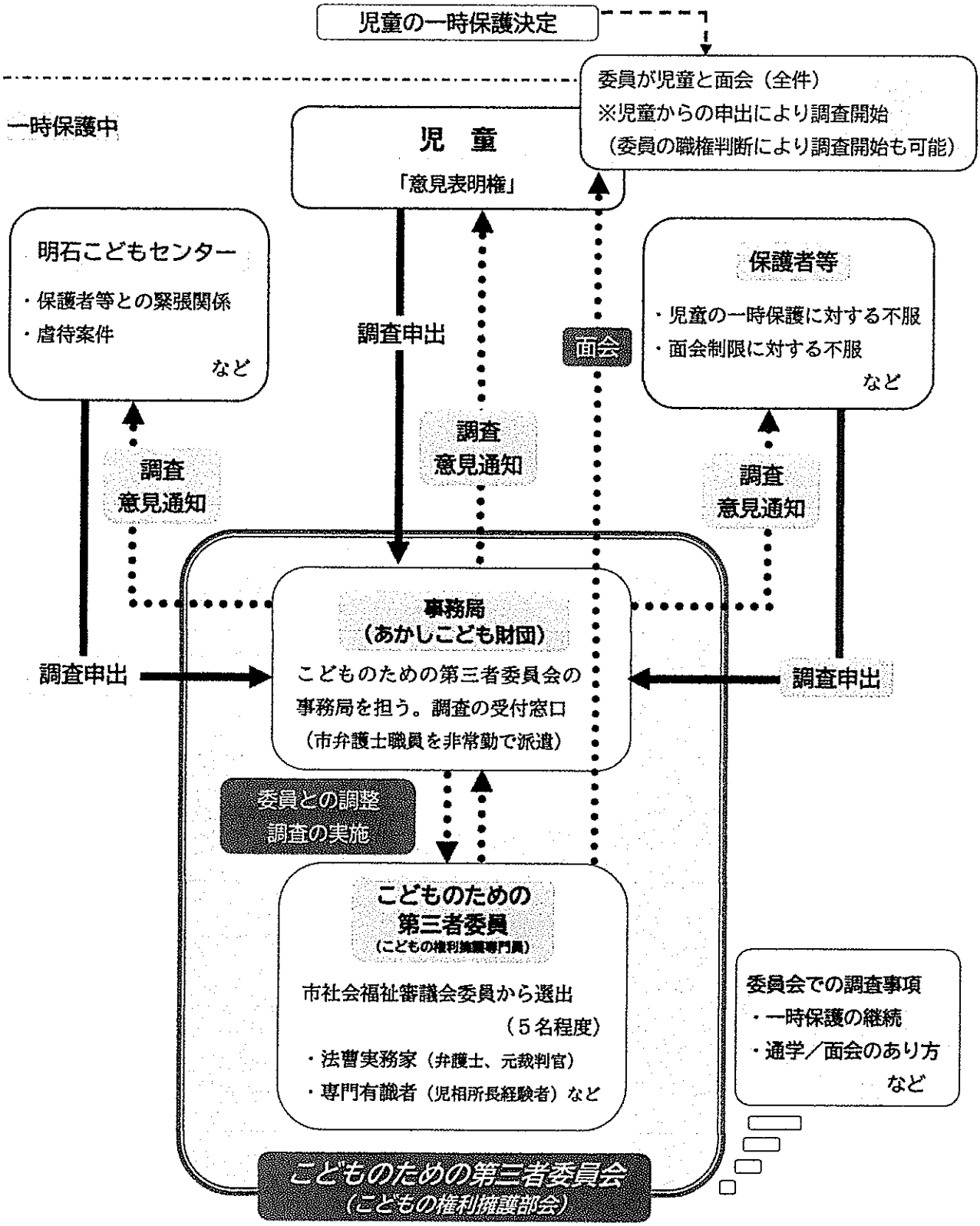
2021年（令和3年）4月を予定

3　その他

上記の取り組みに関して、厚生労働省「子どもの権利擁護に係る実証モデル事業」の認定を受ける予定（補助率：国10/10）

（別紙）

こどものための第三者委員会（こどもの権利擁護部会）概要図（案）



（資料2）

こどもアドボカシー推進事業　6,764千円

（意見表明等支援事業　等　令和8年度事業費　36,574千円）

所属：こども青少年局 児童相談所設置準備担当

事業の内容

【背景・目的】

社会的養護の下で生活するこどもの意見又は意向を尊重し、こどもの最善の利益を図ることで、こども一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援の実現につなげるとともに、本市におけるこどもの意見表明支援の取組をより一層進める。

【事業概要】

・権利ノートの作成及び綴じ込みはがきによる意見表明支援
・弁護士による意見表明支援事業（兵庫県弁護士会委託）
・定期訪問により意見形成等を支援するこどもアドボカシー事業
・子どものための権利擁護委員会によるこどもの権利擁護の推進

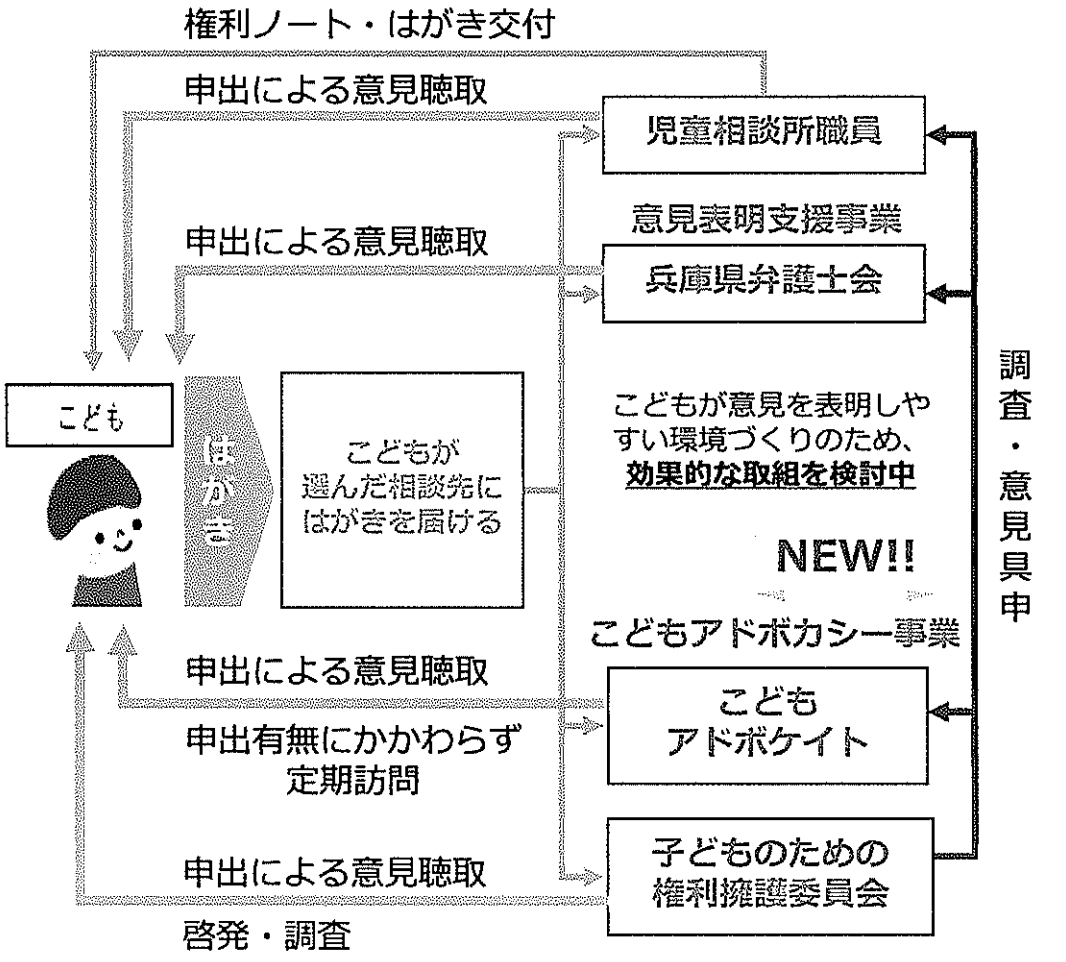
評価指標

【ｱｳﾄｶﾑ(成果指標)】 こども自身が権利が守られると感じる割合
【単位】 % **【R10目標値】** 90

【ｱｳﾄﾌﾟｯﾄ(活動指標)】 意見聴取回数
【単位】 回 **【R10目標値】** 88

こどもに対する意見表明の機会が確保され、安心できる関係性に基づく対話の中で、こども自身が自らの権利について考え、意見を表明することができる状態を目指す。

事業イメージ



（資料3）

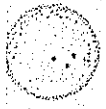
子どもの権利って？


サンサン


おかりん

生きる権利、育つ権利、守られる権利、意見を表明できる権利などがあります。（『子どもの権利条約』より）

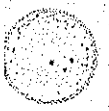
権利が傷つけられたら？


サンサン


もっふー

この委員会に連絡してください。市役所などの行政から独立した窓口です。緊急の時以外は、秘密で相談できます。

保護者も相談できるの？


サンサン


花子

もちろんです。子どもの権利に関する内容を受付けます。まずは、子どもの思いを聞かせてください。

他の相談機関とは何が違うの？


サンサン


うーたん

同じようなことが起こらないように、関係機関に意見を述べる提言や勧告などができます。

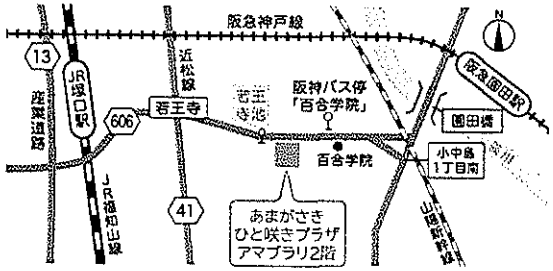
対象

尼崎市内に在住・在勤・市内の子ども施設に在籍するおおむね18歳までの子ども
（保護者等からの相談も受付けます。相談は無料です。）

連絡・相談方法

直接窓口

尼崎市若王寺2丁目18番5号
あまがさき・ひと咲きプラザ アマブラリ2階



電話
0120-968-622
（無料でかけられます）

メール
ama-kenriyogo@city.amagasaki.hyogo.jp

LINE
友達登録してね！

ホームページ
専用フォーム

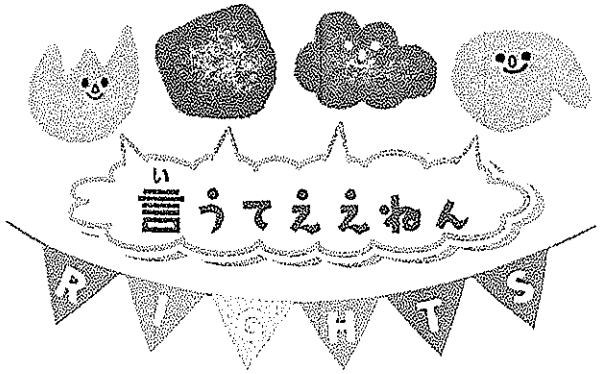
(注1)電話と直接窓口の受付時間については、月～土曜日（祝日を除く）午前10時～午後6時です。
(注2)ホームページ専用フォーム、メール、LINEは24時間受付けていますが、回答や対応は、翌日以降の業務時間内になる場合があります。

秘密は絶対に守ります

緊急の時以外はあなたの同意なく、学校や保護者等に伝えることはありません。安心して連絡してください。

困ったときのあなたの切り札

いやなことをされた、暴力をうけた、
大切な人と離ればなれにされたなど、
権利が傷つけられたと感じたとき、
すぐに連絡してね。



無料相談　**対象18歳以下**　**秘密守ります**

尼崎市子どものための権利擁護委員会
（あまっこけんりまもりたい）

がいにくごはこちら

勇気を出した日





子どものための権利擁護委員会って

（あまっこけんりまもりたい）

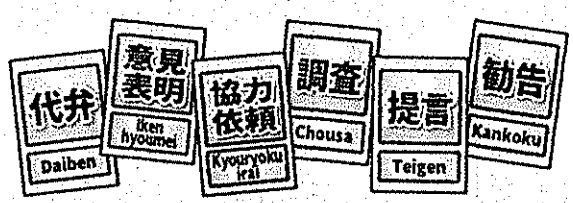
どんなところ？

- あなたの話をしっかりと聞きます。
- あなたの意思や意見を尊重します。
- あなたと一緒に考え、力になります。

どんな人がいるの？



なにができるの？

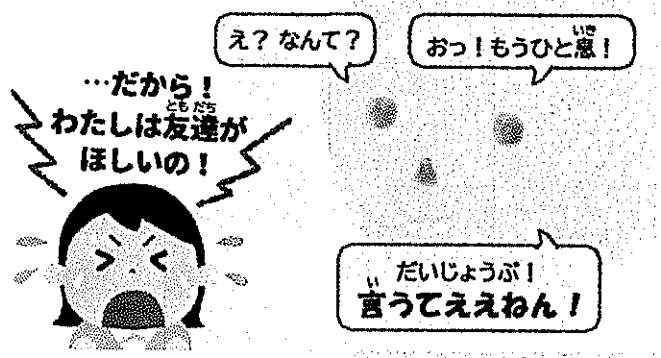


ひとりじゃどうしていいかわからない時、**チーム**で向き合います。

はじめの一歩









（資料４）

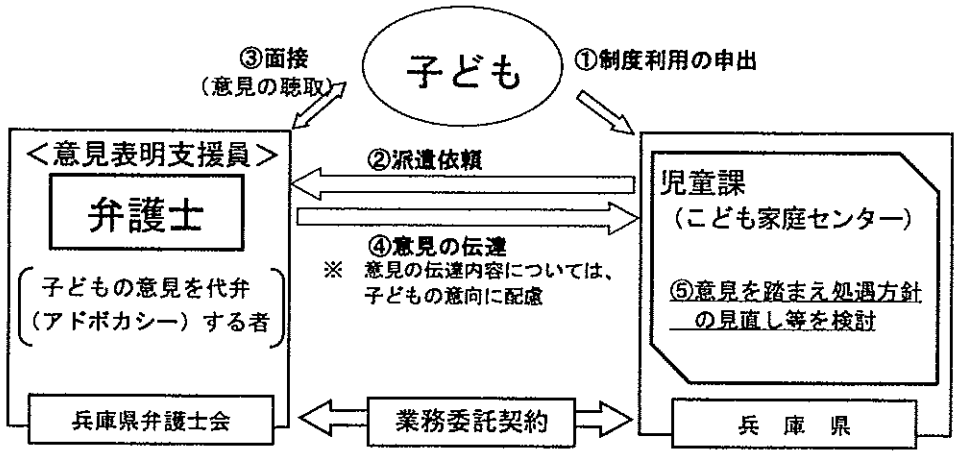
子どもの権利擁護のための意見表明支援事業の実施について

本年６月18日に公表した兵庫県児童虐待防止委員会の提言を受け（別添）、一時保護や入所措置等に係る子どもの意見表明権を保障するため、兵庫県弁護士会に委託し、「意見表明支援員」を派遣する事業を令和３年10月１日から実施します。

○ 事業概要

- 一時保護又は入所措置等の子どもから第三者への意見表明（聴取）の申出があれば、児童課（こども家庭センター）から兵庫県弁護士会に「意見表明支援員（弁護士）」の派遣を依頼。
- 意見表明支援員は子どもに面接（意見聴取）し、子どもの意見を児童課等に伝達。

（
活用が想定されるケース
○ 一時保護中、ｾﾝﾀｰの対応等と子どもの思いが異なる場合、一時保護が長期化した場合
○ 施設入所、里親委託等中の子どもで、施設での生活に疑問をもっている場合
○ その他、被措置児童虐待等が発生した場合　など
）



※ 令和３年度は対象児童を一時保護（委託）児童に限定して事業実施（令和４年度中に、施設入所措置・里親委託等児童を含めて運用予定）。

（資料5）

すべての子どもに幸せなスタートを

家庭訪問型子育て支援　ホームスタート

せんぱいママが、あなたのそばに。



未就学のお子さんがいる家庭に、研修を受けた子育て経験のある
地域のボランティアさん（ホームビジター）が
あなたのお家を訪問します。
週に１回、２時間程度、合計４回訪問し、おしゃべりしたり
家事や育児、外出等を一緒におこないます。

【対　象】未就学のお子さんがいる尼崎市内の子育て家庭

【内　容】ホームビジターがあなたのお家を訪問し、友人のように寄り添い
話を聴いたり、一緒に外出したりします

【利用料】無　料

【申　込】尼崎市社会福祉協議会 子ども・家庭支援グループ（ホームスタートあまがさき）
〒661-0033　尼崎市南武庫之荘 3-24-5　尼社協ほっと館３階
TEL：06-4950-8862　FAX：06-4950-8913　mail：home-start@amasyakyo.jp